

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ドリームヴィの役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。尚、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に合わせて監事業務を行った場合でもあっても、本条次項の実費弁償費は、これを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張諸費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は、実状を考慮し増額することができる。
- 5 旅費等は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡として、出勤簿等の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1 (日額)

名 称	実費弁償費
理事会出席報酬等	3,000円
評議員会出席報酬等	3,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	15,000円	3,000円
理事業務報酬等	10,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	3,000円

別表3 (日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	15,000円	10,000円	実 費

役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ドリームヴィの役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。

また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

但し、理事長の実働日数を、年間52日とすることを原則とする。1日は基本的に5時間以上8時間未満の勤務とし、特に年度内に、特別な事情があつて実働が多かつた時は、理事長から個別の説明を理事会にし、理事会承認のもと特別出費をすることとする。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。尚理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に合わせて監事業務を行った場合でもあつても、本条次項の実費弁償費は、これを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 交通の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張諸費）

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は、実状を考慮し増額することができる。
- 5 旅費等は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

（改正）

第8条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規定は、平成22年12月12日より適用する。

別表1（日額）

名 称	実費弁償費
理事会出席報酬等	1, 500円
評議員会出席報酬等	1, 500円

別表2（日額）

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	20, 000円
理事及び評議員業務報酬等	10, 000円
監事監査指導報酬等	10, 000円

別表3（日額）

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
旅 費	15, 000	8, 000	実 費

